

東日本大震災による水産業の被害実態と復興の足がかり

静岡県における水産業の被害

木 南 竜 平

静岡県経済産業部水産業局水産振興課

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による東日本大震災は、東北地方を中心とした日本各地の水産業に多大な被害を与えた。本稿では、静岡県が把握した県内水産業の被害状況について報告するが、本県の被害は他県の甚大な被害に比べると規模は小さかった。なお、県で把握できず、本稿に記載できなかった軽微な被害も一部にあったものと思われる。

1. 静岡県における地震・津波被害概況

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による県内最大震度は震度 5 弱（御殿場市）であり、津波の高さは最大 144 cm（御前崎市）であった。¹⁾人的被害は負傷者 4 名で、住家被害は一部損壊 2 棟及び床下浸水 7 棟であった。²⁾

2. 本県水産業への直接的な被害

1) 地震、津波による漁船被害

3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びそれに伴い発生した津波により、県内漁船への被害があった。

県内漁船で漁船保険に加入しているもののうち 16 隻が被害を受け（表 1）、それら全てが総トン数 20 トン未満の小型動力船であった。被害の内容としては、係留中の漁船が転覆、水没したことによる船外機などの動力機関の損傷や、津波の揺れでぶつかったことによる船体の軽微な破損などである。平成 24 年 2 月現在、ほとんどの漁船では修理が完了しており、9 隻については既に保険金が支払われ、その総額は約 720 万円であった（静岡県漁船保険組合調べ）。

県内漁船の漁船保険加入率は全体の約 94%（平成 22 年 12 月 31 日時点で 5,351/5,694 隻）であり、これ以外の大きな漁船被害はほとんどなかったと思われる。

なお、静岡県はカツオ、マグロ等を対象とする遠洋漁業が盛んであるが、これらの漁船の被害は報告されていない。

2) その他の被害

東北地方太平洋沖地震とその余震による、漁船被害以外の直接的な被害は、漁港や市場、養殖施設や養殖物、水産共同利用施設や水産加工施設においても報告されていない。

表 1 静岡県の漁船被害一覧（静岡県漁船保険組合調べ、平成 24 年 2 月 17 日時点）

漁協名	被害隻数	支払保険金額
伊豆漁協南伊豆支所	7	—
いとう漁協	1	—
清水漁協	1	—
浜名漁協	7	—
計	16	約 720 万円（9 隻分）

3. 本県水産業への間接的な被害

1) 養殖力キ種苗の確保への影響

本県では浜名湖でカキ養殖が行われており、従来から種苗は自家採苗と宮城県産種苗を併用していた。

今回の震災発生を受け、宮城県産種苗の減産が予想されたことから、浜名湖において天然採苗用のホタテガイ貝殻の海面垂下量を例年より 5 割程度増加させて種苗の増産を行うとともに、宮城県産種苗の確保に努めた。その結果、採苗作業の増加などの影響はあったものの、必要量の種苗を県内・宮城産のみで確保でき、魚類防食上の観点から問題となる外国産種苗は導入せずに対処できた。

2) 水産物価格への影響

電力不足に伴う計画停電の影響や自粛ムードが続いたこと、放射能問題を懸念する外国人観光客の減少により、震災後、全国的に観光客の著しい減少が生じた。³⁾ これらのことにより、県内水産業においては、主に観光業への依存度が高い県東部における一部水産物について、売上数量が減少することにより一時的に価格が低迷した。漁協への聞き取りの結果、例えばイセエビの価格においては震災前に 4,000 円/kg 程度だったものが平成 23 年 4 月には 3,000 円/kg 程度まで、サザエの価格では 850~1,000 円/kg 程度だったものが平成 23 年春に 500~650 円/kg 程度まで、キンメダイは 1,800 円/kg 程度だった中サイズの価格が平成 23 年 3 月末には 900 円/kg 程度までそれぞれ下落した。

観光客の客足は 5 月の大型連休を境に徐々に回復を見せ、平成 23 年 8 月には前年並みへと回復した。これに伴い、下落した水産物の価格もおおむね回復した。

3) かつお一本釣漁業への影響

かつお一本釣漁業においては、水揚げを行う漁港や操業に不可欠な活き餌イワシの東北地方における供給拠点が被害を受け、本県のかつお一本釣漁船も操業に影響を受けた。なお、平成23年4月27日に今後の操業や水揚げへの対応について全国的な協議が行われ、その場で千葉県や静岡県での餌イワシの供給や水揚げなどに関して関係者による調整が行われ、これに基づいて、かつお一本釣漁船の操業と水揚げが行われた。

夏以降、石巻や気仙沼でも順次水揚げが再開されたが、餌イワシの供給は十分ではなく、水揚量の制限も行われる状態が続いたため、漁期中の操業に影響が認められた。

4) 販売先の被災によるギンザケ種苗の減産、残余

県内養鱒業者の一部では、三陸のギンザケ養殖のための種苗を供給してきた。東日本大震災により販売先の養殖業者が被災したことから、生産中であった種苗の販売に支障が生じることが懸念されたが、被災地のギンザケ養殖業者の約6割が事業再開への意欲が高いことが判明したことから、県内の種苗生産業者は手持ちの稚魚の飼育を継続した。

その後、生産した種苗全てが引き取られる可能性は少なくなったことから、種苗生産業者が稚魚のうちの一部を処分せざるをえなくなったため、生産量は前年の約半分となった。生産された種苗の一部は既に宮城県に出荷されたが、引き取り手が決定していない種苗も残った。

4. 終わりに

日本を襲った未曾有の大災害である東日本大震災による静岡県の水産業への被害は、幸いにも大きなものではなかった。被災地水産業の一刻も早い復興を願うとともに、今後発生が想定される東海地震に備え、本県水産業の防災対策を検討する必要があると考えている。

文 献

- 1) 平成23年3月 地震・火山月報（防災編）. 気象庁，東京. 2011.
- 2) 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震について（第9報）（13日16：00現在）. 静岡県危機管理部危機報道監，静岡. 2011.
- 3) 主要旅行業者の旅行取扱状況速報（平成23年12月分）. 観光庁観光産業課，東京. 2012.